



# 山形県公報

令和5年6月20日(火)  
第414号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                            |            |      |
|--------------------------------------------|------------|------|
| ○漁業法第33条第2項の規定による同項第1号に掲げる場合に該当する旨の認定…………… | (水産振興課)    | …663 |
| ○土砂災害警戒区域の指定の解除……………                       | (砂防・災害対策課) | …664 |
| ○同……………                                    | (同)        | …同   |
| ○同……………                                    | (同)        | …同   |
| ○同……………                                    | (同)        | …同   |
| ○同……………                                    | (同)        | …665 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………                     | (同)        | …同   |
| ○同……………                                    | (同)        | …同   |
| ○同……………                                    | (同)        | …666 |
| ○同……………                                    | (同)        | …同   |
| ○同……………                                    | (同)        | …667 |
| ○土砂災害警戒区域の指定……………                          | (同)        | …同   |
| ○同……………                                    | (同)        | …同   |
| ○同……………                                    | (同)        | …同   |
| ○同……………                                    | (同)        | …668 |
| ○同……………                                    | (同)        | …同   |
| ○同……………                                    | (同)        | …同   |
| ○同……………                                    | (同)        | …669 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定……………                        | (同)        | …同   |
| ○同……………                                    | (同)        | …同   |
| ○同……………                                    | (同)        | …670 |
| ○同……………                                    | (同)        | …同   |
| ○同……………                                    | (同)        | …同   |
| ○同……………                                    | (同)        | …671 |

### 告 示

#### 山形県告示第470号

漁業法(昭和24年法律第267号)第33条第2項の規定により、山形県資源管理方針に定める山形県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業におけるくろまぐろ(大型魚)の令和5管理年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。)の漁獲量の総量が当該山形県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業に係る知事管理漁獲可能量を超えおそれが著しく大きく、同項第1号に掲げる場合に該当すると認める。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第471号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 解除する土砂災害警戒区域の名称 | 解除する区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------|-----------|---------------------|
| 荒屋－1            | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第472号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 解除する土砂災害警戒区域の名称 | 解除する区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------|-----------|---------------------|
| 下満沢2            | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |
| 下満沢3            | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第473号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 解除する土砂災害警戒区域の名称 | 解除する区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------|-----------|---------------------|
| 舟形－2            | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第474号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 解除する土砂災害警戒区域の名称 | 解除する区域   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------|----------|---------------------|
| 滝ノ上-2           | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 最上中村2-1         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 内町-1            | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 内町-2            | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 内町-3            | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第475号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 解除する土砂災害警戒区域の名称 | 解除する区域   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------|----------|---------------------|
| 鍛冶ヶ山8           | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

**山形県告示第476号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 解除する土砂災害特別警戒区域の名称 | 解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------|------------------------------|---------------------|
| 荒屋-1              | 別紙図面のとおり                     | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第477号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 解除する土砂災害特別警戒区域の名称 | 解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------|------------------------------|---------------------|
| 下満沢2              | 別紙図面のとおり                     | 急傾斜地の崩壊             |
| 下満沢3              | 別紙図面のとおり                     | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第478号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉村美栄子

| 解除する土砂災害特別警戒区域の名称 | 解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------|------------------------------|---------------------|
| 舟形-2              | 別紙図面のとおり                     | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第479号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉村美栄子

| 解除する土砂災害特別警戒区域の名称 | 解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------|------------------------------|---------------------|
| 滝ノ上-2             | 別紙図面のとおり                     | 急傾斜地の崩壊             |
| 最上中村2-1           | 別紙図面のとおり                     | 急傾斜地の崩壊             |
| 内町-1              | 別紙図面のとおり                     | 急傾斜地の崩壊             |
| 内町-2              | 別紙図面のとおり                     | 急傾斜地の崩壊             |
| 内町-3              | 別紙図面のとおり                     | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第480号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 解除する土砂災害特別警戒区域の名称 | 解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------|------------------------------|---------------------|
| 鍛冶ヶ山8             | 別紙図面のとおりに                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

**山形県告示第481号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|---------------------|
| 本合海1        | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |
| 福宮1         | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに新庄市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第482号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|---------------------|
| 荒屋ー1        | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第483号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 下満沢2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 下満沢3        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第484号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 舟形-2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第485号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 滝ノ上-2       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 最上中村2-1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 内町-1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 内町-2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 内町-3        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第486号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 清水1-2       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに大蔵村役場において縦覧に供する。

**山形県告示第487号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 鍛冶ヶ山8       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

**山形県告示第488号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 本合海1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 福宮1           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに新庄市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第489号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 下満沢2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 下満沢3          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第490号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 舟形－2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第491号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 滝ノ上－2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 最上中村2－1       | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 内町－1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 内町－2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第492号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 清水1－2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに大蔵村役場において縦覧に供する。



## 山形県告示第493号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年6月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 鍛冶ヶ山8         | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

令和5年6月20日印刷 発行所 山形県庁  
令和5年6月20日発行 発行人 山形県